

備 考

令和7年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を發せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

文化生活部 文化国際課	文化生活部 文化振興課
文化生活部 国民文化祭課	文化生活部 よさこい高知文化祭課